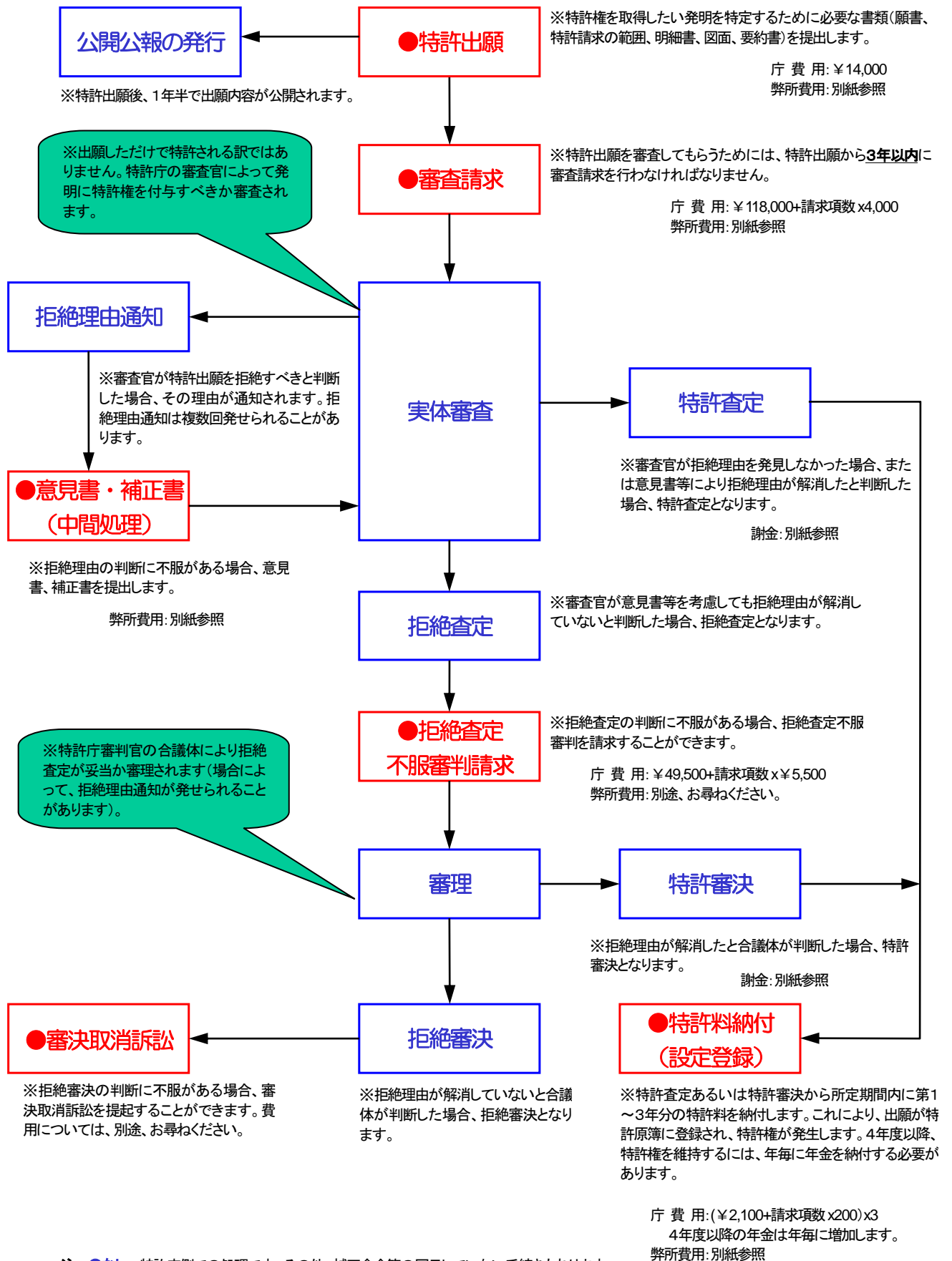
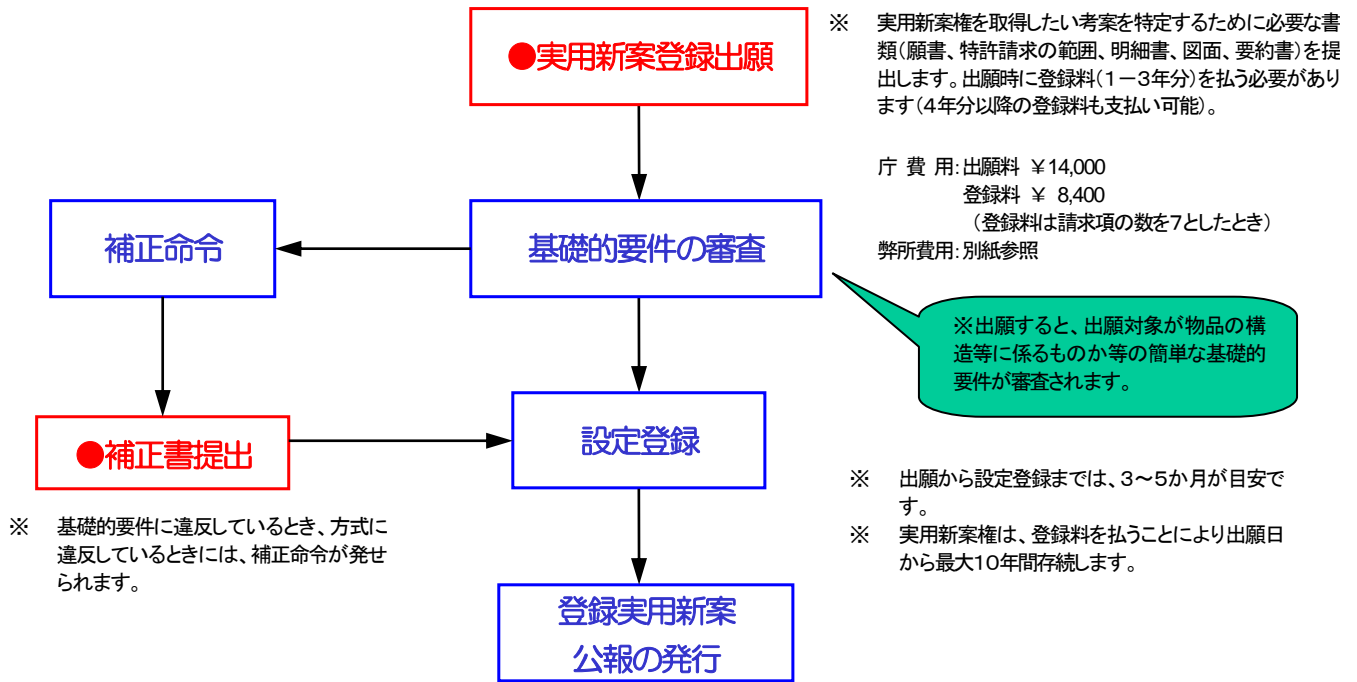


## 特許権を取得するまでの手続の流れ（概略）

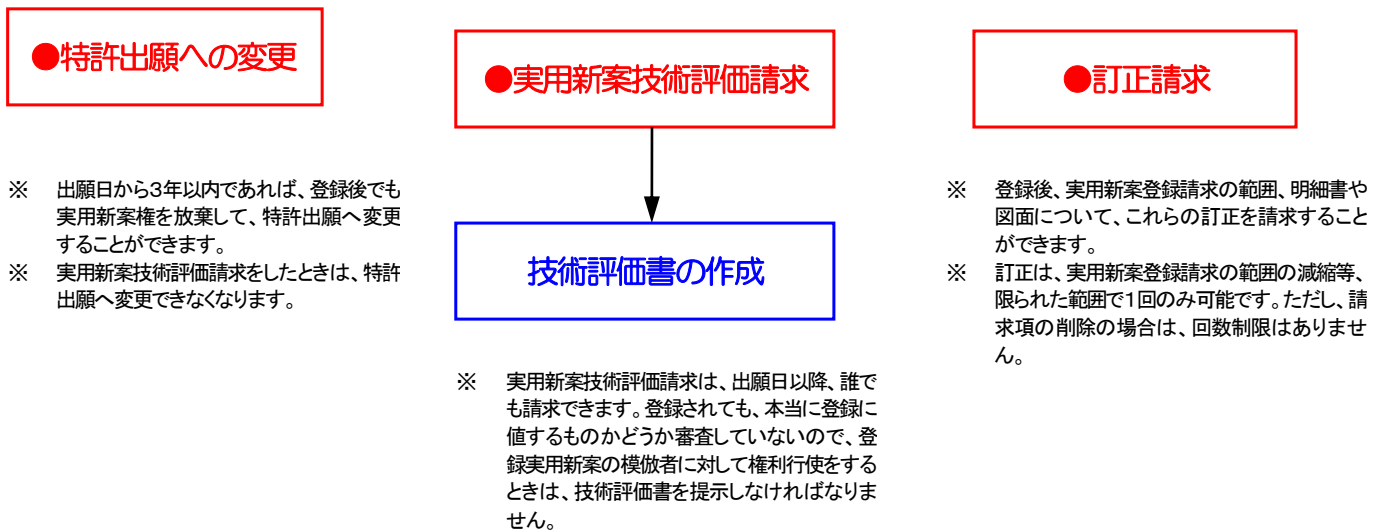


注 ●なし: 特許庁側での処理です。その他、補正命令等の図示していない手続きもあります。  
 ●あり: 出願人が特許庁(審決取消訴訟は知財高裁)に対して行う手続きです。その他、方式補正等の図示していない手続きもあります。出願人が特許庁に対して行う手続きには**費用が発生します**。庁費用は改定されることがあります。

## 実用新案権を取得するまでの手続の流れ



## その他必要に応じてする手続



注 ●なし: 特許庁側での処理です。  
●あり: 出願人が特許庁に対して行う手続きです。費用が発生します。庁費用は改定されることがあります。